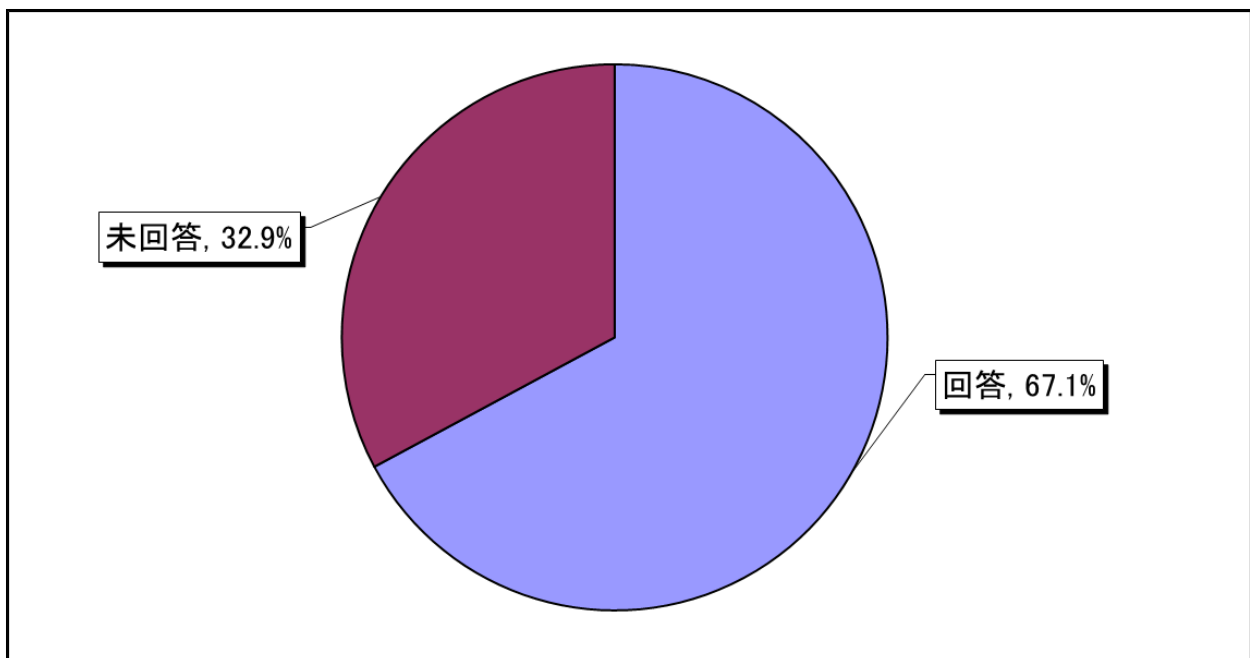


## 2.教育機関（小学校・中学校・高等学校）

県内の小学校・中学校・高等学校、70校を対象にアンケート調査を実施したところ、47校から回答を得られた。（回答率：67.1%）

### ◆調査結果内訳

結果	件数	構成比率
回答	47件	67.1%
未回答	23件	32.9%
合計	70件	100.0%



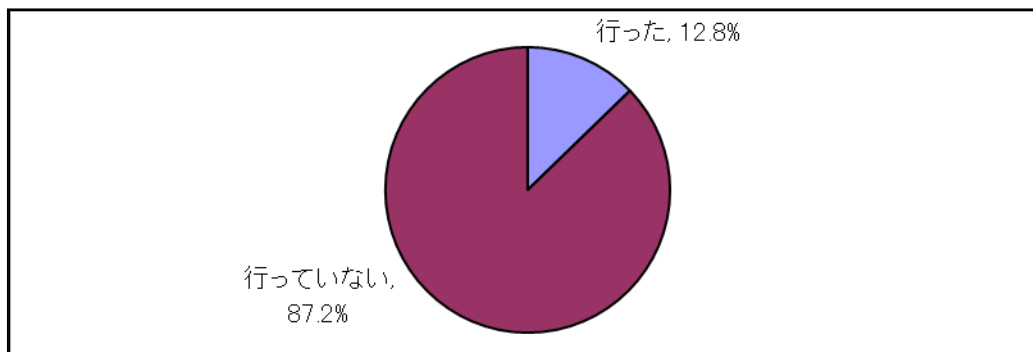
# 1 児童、生徒に対する消費者教育についてお伺いします

問1 消費者教育に関する内容で、外部講師による講義を行いましたか。

外部講師による消費者教育の講義実施については、「行った」が12.8%（6件）、「行っていない」が87.2%（41件）であった。

(N= 47)

結果	件数	構成比率
1. 行った	6件	12.8%
2. 行っていない	41件	87.2%
合計	47件	100.0%

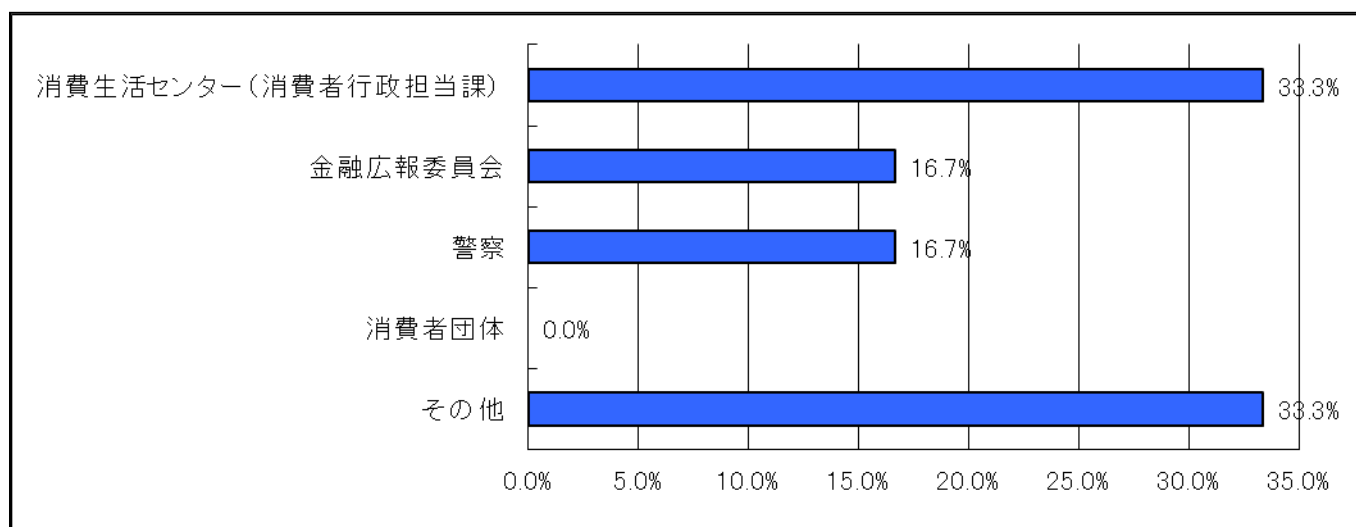


問1-2 (問1で1.を選択した場合のみ) 講義を行った外部講師の所属を選択してください。

消費者教育の講義を行った外部講師の所属については、「消費生活センター(消費者行政担当課)」と「その他」が33.3%(2件)で最も多く、ついで「金融広報委員会」、「警察」がそれぞれ16.7%(1件)であった。

(N= 6)

結果	件数	構成比率
1. 消費生活センター(消費者行政担当課)	2件	33.3%
2. 金融広報委員会	1件	16.7%
3. 警察	1件	16.7%
4. 消費者団体	0件	0.0%
5. その他	2件	33.3%
合計	6件	-



・複数回答のため、構成比の合計は100%になっていない。

《その他の回答》

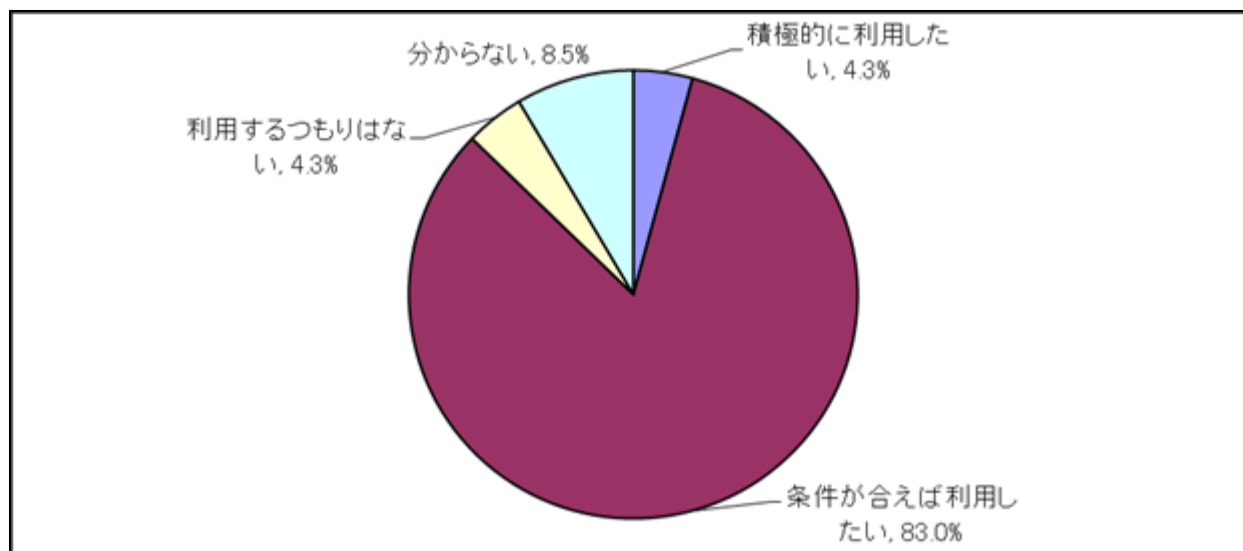
- ・NTTドコモ
- ・SMBC

問2 県及び市町（消費生活センター）では、児童・生徒を対象にした出前講座（無料）を実施しています。今後の利用について選択してください。

児童・生徒を対象にした出前講座については、「条件が合えば利用したい」が83.0%（39件）で最も多く、ついで「分からない」が8.5%（4件）であった。

(N= 47)

結果	件数	構成比率
1. 積極的に利用したい	2件	4.3%
2. 条件が合えば利用したい	39件	83.0%
3. 利用するつもりはない	2件	4.3%
4. 分からない	4件	8.5%
合計	47件	100.0%



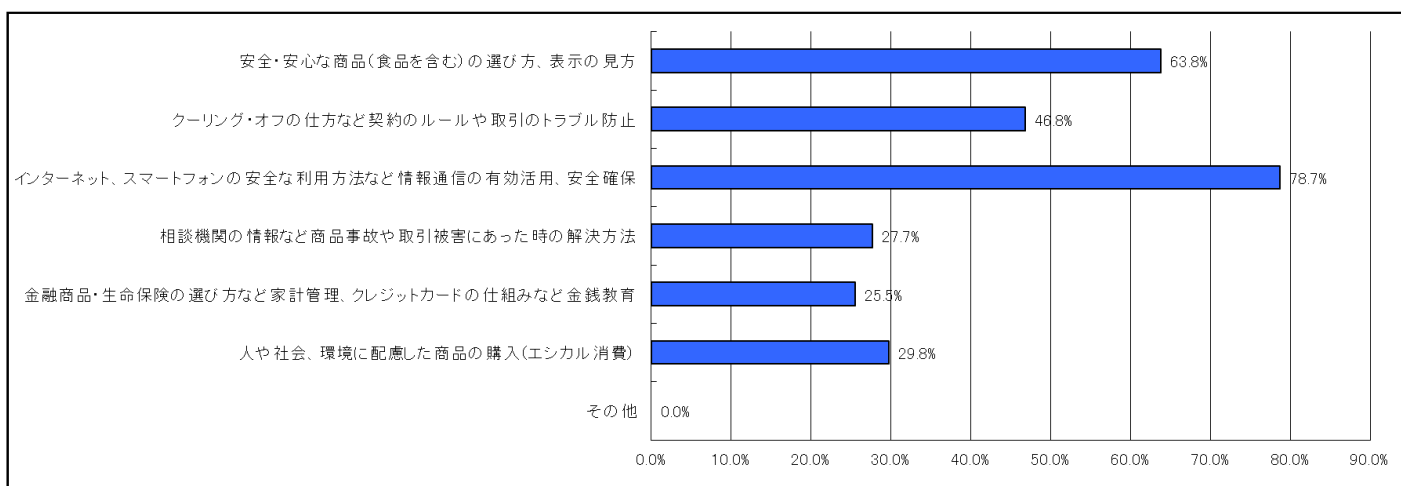
## 2 消費者教育用の教材についてお伺いします

問3 消費者問題に関する教材を作成するうえで、取り上げてほしいテーマを選択してください。

消費者問題に関する教材を作成するうえで、取り上げてほしいテーマについては、「インターネット、スマートフォンの安全な利用方法など情報通信の有効活用、安全確保」が78.7%（37件）で最も多く、ついで「安全・安心な商品（食品を含む）の選び方、表示の見方」が63.8%（30件）、「クーリング・オフの仕方など契約のルールや取引のトラブル防止」46.8%（22件）と続いている。

(N= 47)

結果	件数	構成比率
1. 安全・安心な商品（食品を含む）の選び方、表示の見方	30件	63.8%
2. クーリング・オフの仕方など契約のルールや取引のトラブル防止	22件	46.8%
3. インターネット、スマートフォンの安全な利用方法など情報通信の有効活用、安全確保	37件	78.7%
4. 相談機関の情報など商品事故や取引被害にあった時の解決方法	13件	27.7%
5. 金融商品・生命保険の選び方など家計管理、クレジットカードの仕組みなど金銭教育	12件	25.5%
6. 人や社会、環境に配慮した商品の購入（エシカル消費）	14件	29.8%
7. その他	0件	0.0%
合計	128件	-



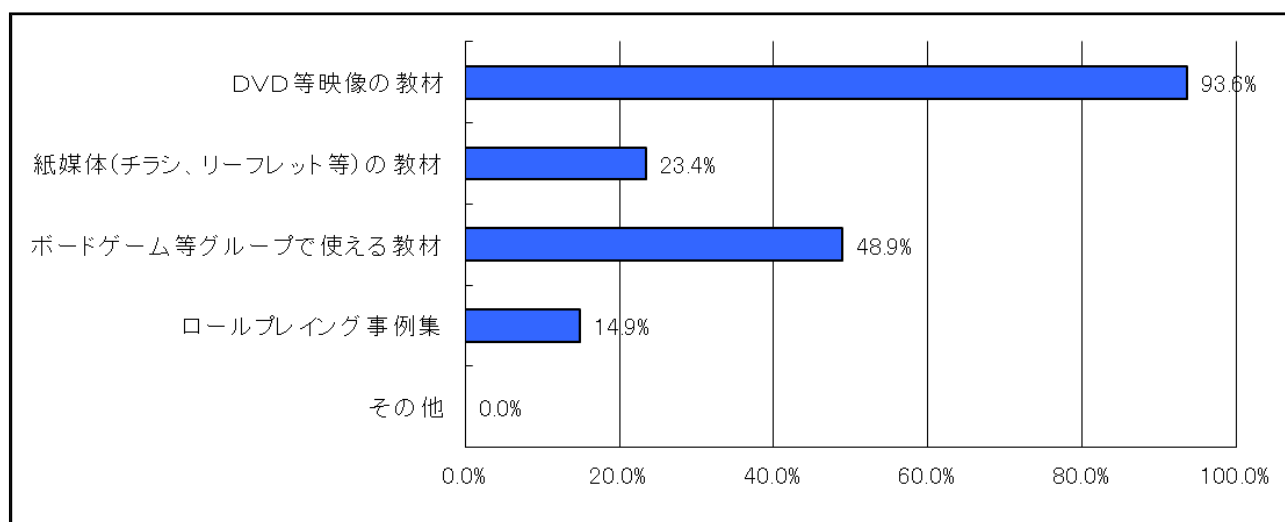
・複数回答のため、構成比の合計は100%になっていない。

問4 授業等で活用しやすい・効果があると思われる教材を選択してください。

授業等で活用しやすい教材については、「DVD等映像の教材」が93.6%（44件）で最も多く、ついで「ボードゲーム等グループで使える教材」48.9%（23件）、「紙媒体（チラシ、リーフレット等）の教材」23.4%（11件）と続いている。

(N= 47)

結果	件数	構成比率
1. DVD等映像の教材	44件	93.6%
2. 紙媒体(チラシ、リーフレット等)の教材	11件	23.4%
3. ボードゲーム等グループで使える教材	23件	48.9%
4. ロールプレイング事例集	7件	14.9%
5. その他	0件	0.0%
合計	85件	-



・複数回答のため、構成比の合計は100%になっていない。

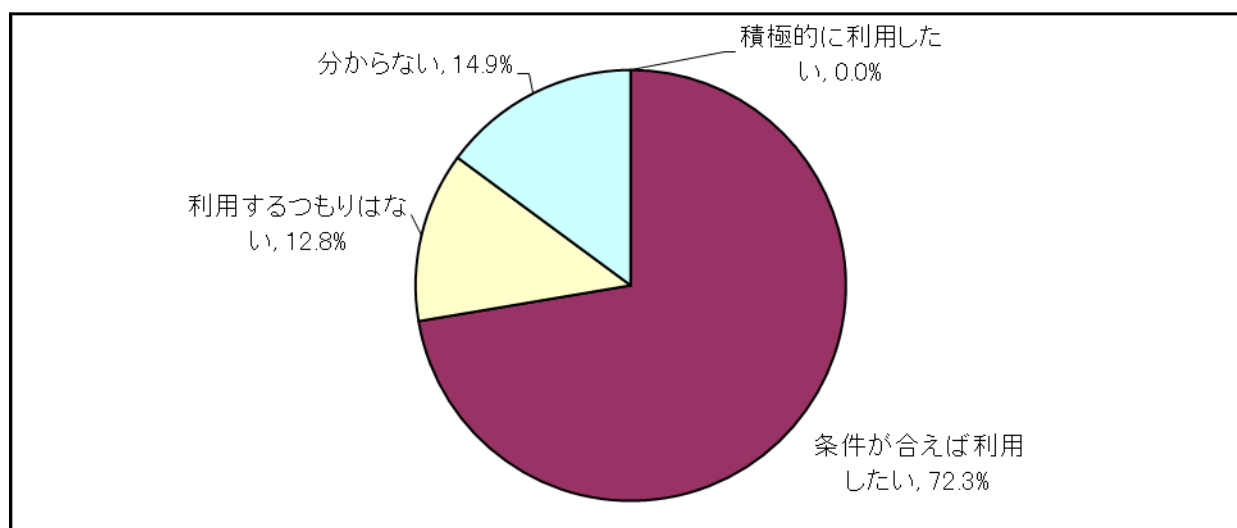
### 3 消費者行政についてお伺いします

問5 今後、県及び市町（消費生活センター）で教職員向けの消費者教育に関する内容の講座を実施する場合、学校として活用する希望はありますか。

教職員向けの消費者教育に関する講座については、「条件が合えば利用したい」が72.3%（34件）で最も多く、「分からない」が14.9%（7件）、「利用するつもりはない」が12.8%（6件）であった。

(N= 47)

結果	件数	構成比率
1. 積極的に利用したい	0件	0.0%
2. 条件が合えば利用したい	34件	72.3%
3. 利用するつもりはない	6件	12.8%
4. 分からない	7件	14.9%
合計	47件	100.0%

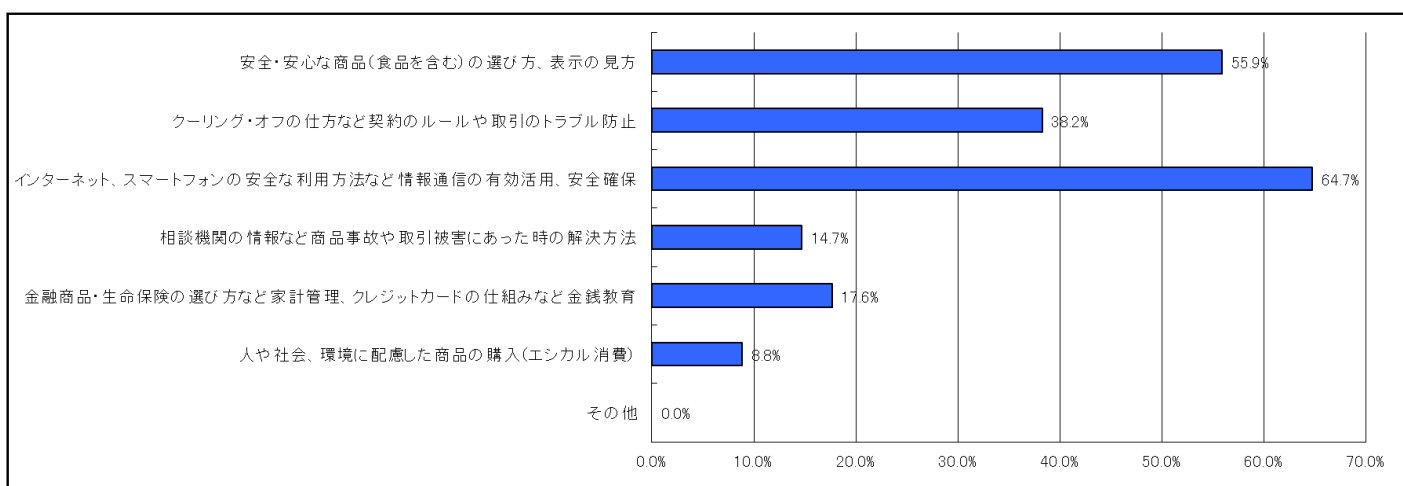


問5-2 (問5で1. 又は2. を選択した場合のみ) 教職員向けの講座で希望するテーマ  
を選択してください。

教職員向けの講座で希望するテーマについては、「インターネット、スマートフォンの安全な利用方法など情報通信の有効活用、安全確保」が64.7% (22件) で最も多く、ついで「安全・安心な商品(食品を含む)の選び方、表示の見方」が55.9% (19件)、「クーリング・オフの仕方など契約のルールや取引のトラブル防止」38.2% (13件) と続いている。

(N= 34)

結果	件数	構成比率
1. 安全・安心な商品(食品を含む)の選び方、表示の見方	19件	55.9%
2. クーリング・オフの仕方など契約のルールや取引のトラブル防止	13件	38.2%
3. インターネット、スマートフォンの安全な利用方法など情報通信の有効活用、安全確保	22件	64.7%
4. 相談機関の情報など商品事故や取引被害にあった時の解決方法	5件	14.7%
5. 金融商品・生命保険の選び方など家計管理、クレジットカードの仕組みなど金銭教育	6件	17.6%
6. 人や社会、環境に配慮した商品の購入(エシカル消費)	3件	8.8%
7. その他	0件	0.0%
合計	68件	-



・複数回答のため、構成比の合計は100%になっていない。

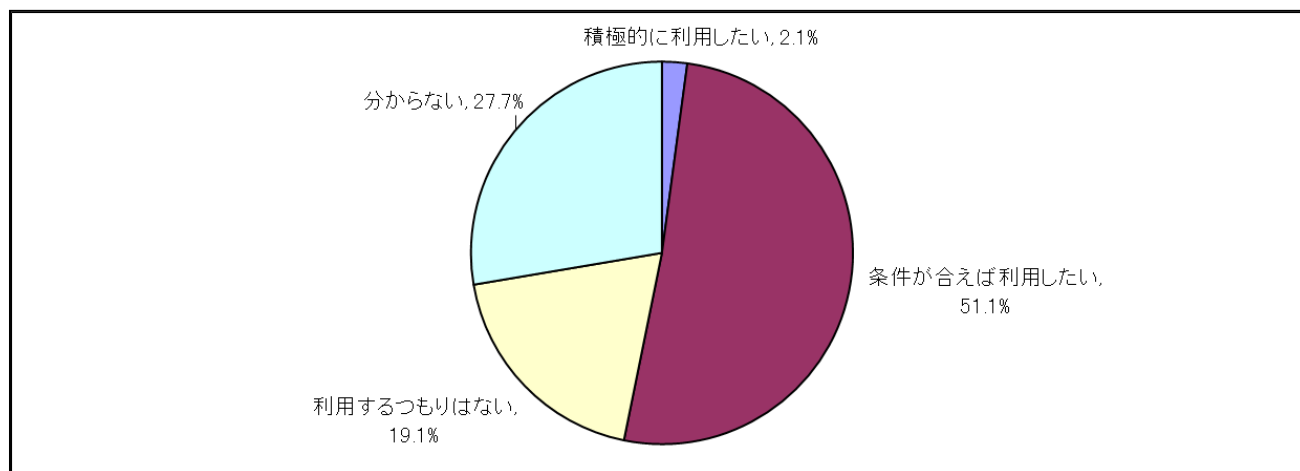


問6 PTA活動において、県及び市町（消費生活センター）の出前講座（無料）を利用する予定はありますか。

PTA活動における出前講座については、「条件が合えば利用したい」が51.1%（24件）で最も多く、ついで「分からない」が27.7%（13件）、「利用するつもりはない」が19.1%（9件）であった。

(N= 47)

結果	件数	構成比率
1. 積極的に利用したい	1件	2.1%
2. 条件が合えば利用したい	24件	51.1%
3. 利用するつもりはない	9件	19.1%
4. 分からない	13件	27.7%
合計	47件	100.0%

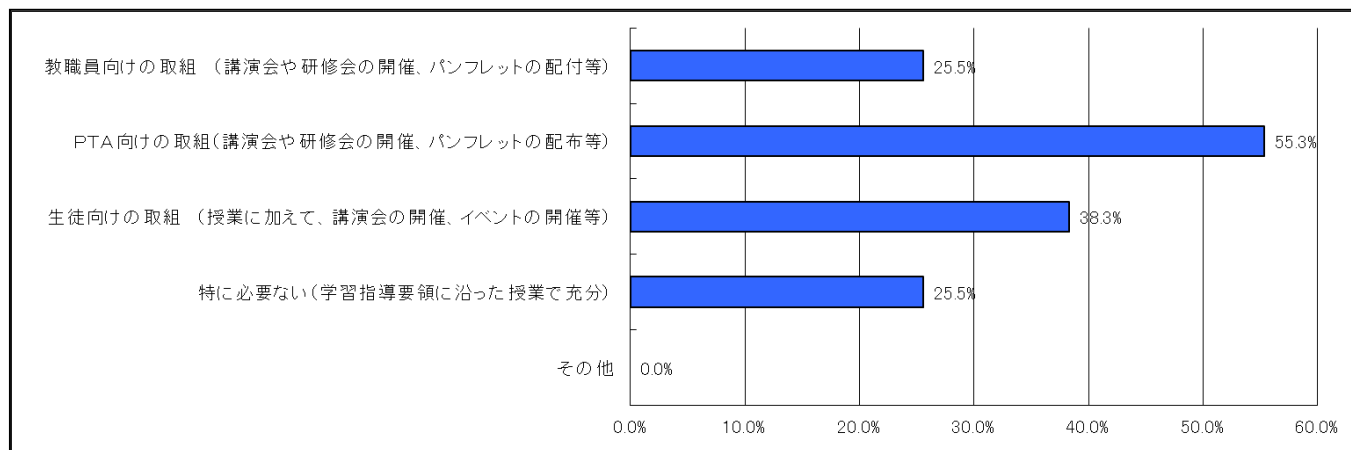


問7 現行民法では未成年者（20歳未満）が契約する場合、原則として保護者の同意が必要で、保護者の同意なく結ばれた契約は取り消すことができますが、2022年4月から、民法改正により成年年齢が満20歳から満18歳に引き下げられることが決まっており、18～19歳の消費者トラブルが増加することが懸念されています。これを受け、消費者教育の充実については、2017年3月に告知された学習指導要領にも明記されているところですが、貴校では学習指導要領に沿った授業以外の取組が必要だと考えていますか。

成年年齢引き下げによる、学習指導要領に沿った授業以外の取り組みの必要性については、「PTA向けの取組（講演会や研修会の開催、パンフレットの配布等）」が55.3%(26件)と最も多く、「生徒向けの取組（授業に加えて、講演会の開催、イベントの開催等）」が38.3%(18件)と続いた。

(N= 47)

結果	件数	構成比率
1. 教職員向けの取組（講演会や研修会の開催、パンフレットの配付等）	12件	25.5%
2. PTA向けの取組（講演会や研修会の開催、パンフレットの配布等）	26件	55.3%
3. 生徒向けの取組（授業に加えて、講演会の開催、イベントの開催等）	18件	38.3%
4. 特に必要ない(学習指導要領に沿った授業で充分)	12件	25.5%
5. その他	0件	0.0%
合計	68件	-



・複数回答のため、構成比の合計は100%になっていない。

問8 消費者教育（啓発事業）に対する具体的なご意見やご提案がございましたら、ご記入ください。

その他意見・提案
消費者教育については、持続可能な社会実現の観点からも、とても大切なことと考えている。学習指導要領の目標、内容をよく理解し、基本的に家庭科の学習の中で確実に実施していきたい。教育課程を確実に実施していく中で、また、現在学校教育の中にある様々な〇〇教育を実施している中で、新たな取組、イベントを増やすことは難しい。
成年年齢が18歳に引き下げられたとしても小学生段階で理解できることはかわらないので、内容としては前記したものが妥当であるかと思われる。
小学校対象の教育も重要だが、まず保護者への啓発、家庭教育の重要性を説くことが必要かと思います。
子ども達にとって、とても大切な学習だと思います。
本校としては小学校であるため、学習指導要領に沿った授業を、と考えているが、中・高校生では、いろいろ消費者としての可能性が広がるため、まずはかかわる大人の方から正しい情報を発信できるような取組があるとよいのではないかと。
小学生は、授業で学び、中・高校生は、専門的な話を講師の方々から、学ぶのがよいかと思います。
小学生でもわかるような内容で、映像資料(DVD等)があればいいと思います。
家庭、学校、地域への紙媒体(チラシ、リーフレット等)を利用した啓発活動を増やす必要があると思います。よろしくお願いいたします。
・インターネット、スマートフォン等のメディア機器の普及により、子供でも商品購入のトラブルの危険性があります。トラブル防止と被害にあったときの解決方法は、子ども保護者とも必要な教育です。
経験がない、ニュースを見ていない、情報をとりいれていない生徒が多いのでくりかえし、消費者トラブルの事例を、伝えていかなければならない。・・・公民や家庭の授業ばかりでなくて、朝礼や終礼、LHなども使って・・・。
・キャッシュレス時代に向けた注意点や支払方法について危険性も含めた詳しい内容を教育する機会を設けたい。そのための資料があれば良いと考える。
生徒、教職員に対する案内・資料をできましたら年度当初(4月)にいただけたらありがたいです。(年間計画をたてる時に参考になります。)
1年生が学んでいる家庭基礎の中で、出前授業など外部人材を活用したいと考えています。ただし、授業等の制約からことわられてしまうことが多いです。
高校生が身近に学べるボードゲームやDVDなどがあれば、生徒は自分ごととして捉えやすくなるのではないかと思います。アクティブラーニング形式のものであれば、なお良いと思います。
家庭科や社会科の取組で扱ってはいますが、世の中ではどんどん新しい課題や話題が上がっています。そういう注意喚起と実際の授業を結ぶ動機づけの点で、講演会等を活用できると感じます。身の回りの問題を課題視できる力を付けさせたいので、可能なら活用したいと思います。